

有価証券の評価②

「満期保有目的の債券」の分類基準と評価方法について解説

金融調査部 研究員 斎藤航

第8回では、有価証券の保有目的による分類のうち、③満期保有目的の債券、についてその分類の基準と評価方法を説明します。

有価証券の保有目的による分類と、その評価

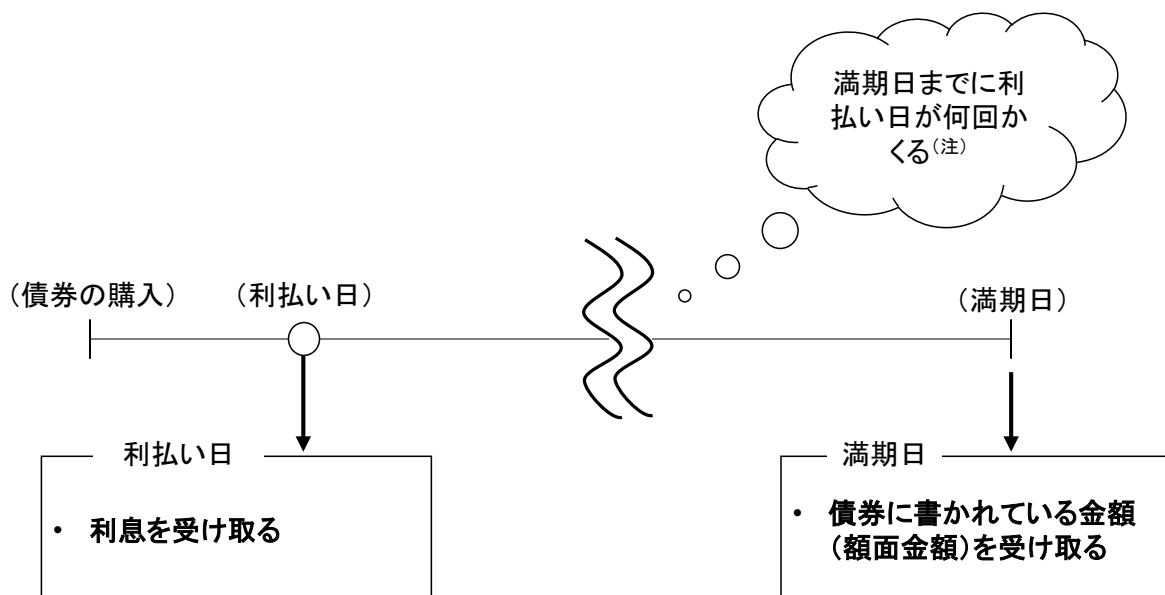
前回は、①売買目的有価証券、と②子会社株式および関連会社株式、について、分類の基準と評価方法を説明しました。今回は、③満期保有目的の債券、についてその分類の基準と評価方法を見ていきます。

満期保有目的の債券の分類基準

満期保有目的の債券とは、文字通り、満期まで保有することを目的としていると認められる債券のことをいいます。ここでいう債券とは、国債・地方債・社債・CP（コマーシャルペーパー：企業が短期の資金を調達するために発行する無担保の約束手形）など国や企業が資金を調達するために発行し、満期まで保有すればあらかじめ決められた金額の支払いを受け取ることができる有価証券のことを指します。満期保有目的の債券は、満期まで保有し、図表1のように、利払い日には利息を受け取り、満期日には債券に書かれている金額（額面金額）を受け取することを主な目的として保有します。

詳しくは後で説明しますが、満期保有目的の債券は時価で評価しません。したがって、満期保有目的の債券として分類するための要件を簡単にしてしまうと、保有する債券を満期保有目的の債券に安易に分類し、時価評価から逃れようとする企業が出てしまう恐れがあります。そのため、金融商品会計基準では満期保有目的の債券の分類基準を厳しくしており、①債券の性質に関する要件と②保有時点での債券の保有者に関する要件、の両方を満たす必要があります。以下で説明する通り、細かく分けると、①と②はそれぞれ2つの要件があるため、(ア)～(エ)の4つの要件を満たす必要があることとなります。

図表1 満期保有目的の債券の保有者側のイメージ



(注) 利払い日がない場合や1回のみという場合もあります。

(出所) 大和総研作成

① 債券の性質に関する要件

債券の性質について、以下の（ア）と（イ）の両方の要件を満たす必要があります。

（ア）あらかじめ満期日（償還日）が定められていること

満期保有目的の債券として分類するためには、あらかじめ満期日が定められていることが必要になります。例えば、国や企業などが発行し、満期日がなく（発行した国や企業などが存続する限り）永久に利息を受け取ることができる債券である永久債は、原則として、満期保有目的の債券に分類することはできません¹。

（イ）額面金額による償還が予定されていること

額面金額による償還が予定されていることも要件となります。したがって、債券を発行する国や企業などが財政難や経営不振などのために、償還や利息の支払いに対して支障をきたす可能性（信用リスク）が高い場合は、満期保有目的の債券としての要件を満たしません。具体的に信用リスクの程度の判定を行うためには、原則として、当該債券を保有する各企業が信用格付会社（信用リスクを評価する会社）による格付け（評価）に基づき「信用リスクが高くない」水準を決定し、これを「満期保有目的の債券としての適格要件に関する合理的な判断基準」として設

¹ ただし、償還する権利を発行者がコール・オプション（発行者が特定の期間内にあらかじめ決めた価格でその債券を買い戻すことができる権利）として有しており、その契約条項等からみて償還が実行される可能性が極めて高いと認められるものは満期保有目的の債券として分類できます。

定する必要があります²。

② 保有時点での債券の保有者に関する要件

時価評価から安易に逃れることのないように、保有時点での債券の保有者に関する要件も厳しくなっています。具体的には、以下の（ウ）と（エ）の両方の要件を満たす必要があります。

（ウ）満期まで所有する積極的な意思があること

満期保有目的の債券として分類するためには、満期まで所有するという積極的な意思があることが必要です。以下の場合には、そうした積極的な意思があるとは認められません。

- 当該債券を保有する期間を漠然と長期であると想定し、保有期間をあらかじめ決めていない場合
- 市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生などによっては当該債券を売却することが予想される場合

（エ）満期まで所有する能力があること

単に「満期まで所有する積極的な意思がある」という主観的な要件だけでなく、「満期まで所有する能力」という客観的な要件も必要です。以下の場合には、「満期まで所有する能力」があるとは認められません。

- 満期までの資金繰り計画等から見て、当該債券の継続的な保有が困難と判断される場合
- 法律等の障害により当該債券の継続的な保有が困難と判断される場合

満期保有目的の債券の評価方法

企業が満期まで保有することを目的としている債券である「満期保有目的の債券」は、前述の通り、満期まで保有することによる（利払い日の）利息と（満期日の）額面金額の受け取りを目的としています。売買目的有価証券とは異なり、途中で売ろうとしているわけではないので、満期までの価格変動はあまり重要ではありません。したがって、時価で評価せず、取得原価（取得時の価格）で評価します。ただし、額面金額とは異なる価額で当該債券を購入した場合、償却原価法という方法に基づいて算定された償却原価で評価する必要があります。償却原価法については、次回説明します。

² ただし、企業が、格付けを取得していない私募債（少数の投資家が引き受ける社債）を引き受ける場合、例えば、発行者の財政状態や経営成績等に基づいた合理的な判断基準を設定する方法によることも認められます。

今までのまとめ

前回も含め、今まで扱った有価証券の分類とその評価方法についてまとめると図表 2 のようになります。次回は、償却原価法と満期保有目的の債券の会計処理例について説明します。

図表 2 有価証券の保有目的ごとの分類の定義と評価方法のまとめ

	定義	評価方法
満期保有目的の債券	満期まで保有することを目的としていると認められる債券	取得原価 (償却原価 ^(注1))
売買目的有価証券	市場の動向を見ながらいつでも売買を繰り返し行える状況にある有価証券	時価
子会社株式および 関連会社株式	子会社 ^(注2) および関連会社 ^(注3) に該当する会社の株式	取得原価

(注 1) 額面金額とは異なる価額で購入した場合。

(注 2) 株主総会などの意思決定機関を支配している会社のこと。

(注 3) 子会社ではないが、意思決定に対して重要な影響を与えることのできる会社のこと。

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」などより大和総研作成

(次回予告：第 9 回 有価証券の評価③)